

「地域別がん対策見える化推進事業」業務委託  
公募型プロポーザル説明書

1 目的

「第3期奈良県がん対策推進計画」の最終目標である「がんの75歳未満年齢調整死亡率の減少」の実現に向け、「医療の質の充実」及び「データに基づいたがん対策の推進」をめざし、「地域別がん対策の見える化」を推進する事業を実施する。

2 業務概要

(1) 名称

令和元年度地域別がん対策見える化推進事業

(2) 業務の内容

仕様書に示す内容の業務を実施

(3) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月19日（木）まで

(4) 委託料上限額

3,500,200円（消費税及び地方消費税を含む）

\*この費用には、企画提案書に基づく委託業務の全て及び奈良県との打ち合わせに要する費用も含む。

\*当該業務は、国の補助金の状況により、契約内容を変更する場合がある。なお、その際には委託料に応じて、業務内容を改めて協議することとする。

(5) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置又は奈良県建設工事請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていない者。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、主たる営業種目を「Q4（③調査分析業務）」に登録している法人であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

- (4) 公告日から過去5年以内に国、地方公共団体（都道府県又は保健所設置市）若しくは国又は地方公共団体が設立する独立行政法人及び国立大学法人における医療データ分析、分析結果に基づいた課題抽出に関する業務を受託して誠実に履行した実績を有する者であること。

\*なお、提出書類を提出後においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置又は奈良県建設工事請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置等の事由に該当した場合は、参加資格の喪失または特定の取消とする。

#### 4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

#### 5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

##### (1) 交付場所

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課がん対策係（県庁主棟3階）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8928

##### (2) 交付期間

令和元年6月25日（火）～令和元年7月1日（月）まで

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで）

##### (3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付する。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式（様式1～様式11）及び質問票（様式12）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページのトップページ→県の組織→疾病対策課→新着情報）

#### 6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

## 7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	① 参加申込書【様式1】 ② 事業者概要書【様式2】
提出部数	1部
提出期限	令和元年7月5日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、書留郵便のほか、簡易書留、宅配便等配達されたことが確認できる方法により、期限までに必着すること。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課がん対策係 電話:0742-27-8928 FAX:0742-27-8262
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

## 8 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」【様式12】によりFAXにて行うこと。その際、件名を「地域別がん対策見える化推進事業に関する質問」とし、FAX送信後は、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
提出先	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課がん対策係 電話:0742-27-8928 FAX:0742-27-8262
質問票提出期間	令和元年6月26日（水）～令和元年7月1日（月）午後5時まで
質問への回答	令和元年7月3日（水）までに、「奈良県疾病対策課ホームページ」上にて回答を掲載する。 ただし、競争上の地位、内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみFAXにて回答する。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。

- ・【様式3】企画提案書
- ・【様式4】配置要員経歴（総括責任者 または 分析担当者 用）
- ・【様式5】配置要員経歴（担当者用）
- ・【様式6】医療データ分析、分析結果に基づいた課題抽出に関する契約実績
- ・【様式7】業務のスケジュール
- ・【様式8】関連データから分析可能な項目、観点及び分析方法等の提案
- ・【様式9】学識者の案及び助言・指導等の体制

- ・【様式 10】意見交換会実施に向けての提案

- ・【様式 11】見積書

内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(副本には、応募者の名称が推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと)

(3) 提出期限

令和元年 7 月 18 日 (木) 午後 5 時

(4) 提出方法

持参または郵送による

※持参の場合は、7 月 18 日 (木) 午後 5 時までに持参し、県担当者へ直接手渡すこと

※郵送の場合は、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡の上、書留郵便等確実に届く方法により提出すること

また、配達日時が記録される方法により提出すること

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課がん対策係

電話:0742-27-8928 FAX:0742-27-8262

(6) 提出書類作成にあたる留意点

- ・この事業は、第 3 期奈良県がん対策推進計画の最終目標である「がんの 75 歳未満年齢調整死亡率の減少」の実現に向け、「医療の質の充実」及び「データに基づいたがん対策の推進」をめざし、実施するものである。

- ・各種データから分析可能な項目・観点・分析方法等については、県からの提供データや国等のオープンデータなど活用できるデータを用い、具体的に記載すること。【様式 8】

- ・東和医療圏及び中和医療圏へのがん対策の今後の方向性等の提言を行っていくため、がん対策関連データの調査分析・保健・医療関係の計画策定・公衆衛生学等の知見をもつ学識者の助言・指導がとれるような体制をわかりやすく記載すること。【様式 9】

- ・また、整理・分析、今後の方向性の検討の場として、意見交換会を設定しているため、具体的・効果的に実施できるような提案を記載すること。【様式 10】

(7) その他

- ・提案は、各応募者 1 案とする。

- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- ・文字の標準サイズは、10pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8 pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。

## 10 企画提案書等の審査

本説明書及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「地域別がん対策見える化推進事業委託業務事業者選定委員会」により評価を行う。

審査方法	<p>提出された企画提案書等について、企画提案者によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀提案者を選定する。</p> <p>① 審査予定日：別に通知する日時（令和元年7月下旬頃を予定）</p> <p>②場所：奈良県庁（奈良市登大路町30番地）内もしくはその周辺で、別に通知する場所</p> <p>③時間：1 提案者あたりの説明時間は25分を予定し、内訳は次のとおりとする。 プレゼンテーション：15分 質疑応答：10分</p> <p>④出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書等の内容とする</li><li>・天災またはやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。</li></ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出された企画提案書等は、別記「評価対象事項」に基づき評価する。</li><li>・全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上である場合は、合計点数の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。なお、提案者が1者の場合は審査委員会の合議のもと、これを適用する。</li></ul>
審査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査結果は、企画提案書提出者全員に対し文書により通知する。</li><li>・企画提案書提出者から申し出があり、上記結果通知文書を疾病対策課に持参し、提出者と同一（その構成員である場合も含む。）であることを確認できた場合には、提出者の順位、合計点及び評価項目ごとの得点を記載した書類を閲覧できるものとする。ただし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。</li></ul>

## 11 業務委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として特定した後、速やかに委託業務内容等について打ち合わせを行い、契約内容等の確認をし、奈良県契約規則に基づき業務委託契約を速やかに締結するものとする。

また、契約に際しては、正式の見積書を提出することとする。

奈良県と合意に達した契約候補者は、奈良県契約規則第19号第1項各号に該当する場

合を除き、契約締結と同時に契約保証金（契約金額の 10%）を納めなければならない。ただし、契約者が奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号に該当する者であるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

なお、受託者として特定された事業者の理由のない契約手続きの遅延に対しては、特定の取り消しをすることとする。取り消しになった場合は、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続きを行う場合がある。ただし、その場合も、全審査員の得点の平均が 60 点以上でかつそれぞれの評価項目で 5 割以上の得点があることとする。

## 12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 13 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が 12.（1）～（8）のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

#### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本募集説明書及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案者の書類は返却しない。
- (5) 提出された提案者の書類は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき、情報を開示する場合がある。
- (6) 提出期限以降に企画提案書の差し替え及び追加、削除は一切認めない。
- (7) 参加申込書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う場合がある。ただし、全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であることとする。
  - ①上記「3. 参加資格等」に定めた資格が備わっていないとき。
  - ②提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、期日の定める日までにその補正に応じないとき。
  - ③提出書類に虚偽又は不正があったとき。
  - ④提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
  - ⑤その他不正な行為があったとき。
- (8) 入札参加停止等の事由に該当する者が受託者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う場合がある。ただし、全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であることとする。
- (9) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の実情を把握しなければならない。
- (10) 本業務の詳細事項及び進め方については、奈良県の指示に従うこと。
- (11) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

別記「評価対象事項」

評価項目	評価事項	基本点数	調整係数	配点
1 事業者適格 【20点】	・総括責任者の経歴は本業務を実行する上で有効であるか。 また、担当者の経歴は本業務を実行する上で有効であるか。	5点	2	10点
	・医療データ分析、課題抽出に関する実績が、本業務を実行する上で有効であるか。	5点	1	5点
	・がん登録データを活用したデータ分析の実績があり、本業務を実行する上で有効であるか。	5点	1	5点
2 業務基本事項 【10点】	・実施内容とスケジュールに整合性がとれ、実現可能であるか。	5点	2	10点
3 企画内容 【60点】	・分析可能な項目及び分析方法等の提案について、具体的・実現可能な内容となっているか	5点	4	20点
	・学識者は、がん対策関連データの調査分析、計画策定、公衆衛生学等の知見をもつ者となっているか。	5点	3	15点
	・学識者とは適宜、連絡・相談等できる体制となっているか	5点	1	5点
	・意見交換会の運営方法は具体的・効果的な提案内容となっているか	5点	2	10点
	・意見交換会での意見聴取の方法は具体的・効果的な提案内容となっているか	5点	2	10点
4 経費の妥当性 【10点】	※評価点数＝（最も安価な見積額／当該提案者が提示する見積額）×10点（小数点以下切り捨て）	10点	1	10点
合 計		100点		

○評価項目1～3について、採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行うこと。

優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣っている：2点、劣っている：1点  
なお、評価は絶対評価とする。

○評価点数は100点満点とし、項目ごとの採点と調整係数の積を合算して求めることとする。

○評価点数が全審査委員の得点の平均が60点未満の提案を行った者、または、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一つ以上ある者は、受託事業者としての選定の対象としない。